

汚染土壌処理業に関する省令

平成 21 年 10 月 22 日

環境省令第 10 号

(汚染土壌処理業の許可の基準)

第 4 条 法第 22 条第 3 項第 1 号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 汚染土壌処理施設に関する基準

- イ 汚染土壌処理施設が第 1 条各号に掲げる施設のいずれかに該当すること。
- ロ 申請書に記載した汚染土壌の処理の方法に応じた汚染土壌処理施設であること。
- ハ 自重、積載荷重その他の荷重、地震及び温度変化に対して構造耐力上安全であること。
- ニ 汚水、汚染土壌の処理に伴って生じた気体又は汚染土壌処理施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ホ 汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- ヘ 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあっては、汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- ト 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、汚染土壌処理施設に係る事業場からの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置として環境大臣が定めるものが講じられていること。
- チ 著しい騒音又は振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- リ 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、分別等処理施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、排水水を公共用水域に排出する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。
 - (1) 排水口における排水の水質を次に掲げる基準（次条第 18 号イにおいて「排水水基準」という。）に適合させるために必要な処理設備
 - (イ) 排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条の環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値が同令別表第 1 の上欄に掲げる有害物質の種類及び別表第 2 の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれの表の下欄に掲げる許容限度（水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定により排水基準が定められた場合においては、当該排水基準で定める許容限度を含む。）を超えないこと。
 - (ロ) ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する方法により測定した場合における測定値が同令別表第 2 の下欄に掲げる許容限度（ダイオキシン類対策特別措置法第 8 条第 3 項の規定により排出基準

が定められた場合においては、当該排出基準で定める許容限度を含む。)を超えないこと。

(2) (1) (イ) 及び (ロ) に掲げる方法により排水の水質を測定するための設備

ヌ 排水を排除して下水道を使用する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。

(1) 排水口における排水の水質を下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の4第1項各号に掲げる物質についてそれぞれ当該各号に定める基準(下水道法第12条の2第3項の規定により同令第9条の5第1項各号に掲げる項目に関して水質の基準が定められた場合においては、当該水質の基準を含む。次条第19号イにおいて「排除基準」という。)に適合させるために必要な処理設備

(2) 下水道法施行令第9条の4第2項の国土交通省令・環境省令で定める方法(次条第19号ロにおいて「下水道測定方法」という。)により排水の水質を測定するための設備

ル 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の汚染状態を測定するための設備が設けられていること。ただし、埋立処理施設及び自然由来等土壌利用施設以外の汚染土壌処理施設において汚水が地下に浸透することを防止するための措置として環境大臣が定めるもの(次条第20号において「地下浸透防止措置」という。)が講じられているときは、この限りでない。

ヲ 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、排出口における次の(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量が当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えないようにするために必要な処理設備及び環境大臣が定める方法により大気有害物質の量を測定するための設備が設けられていること。この場合において、(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる許容限度は大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)別表第3の備考1に掲げる方法(当該許容限度に係る大気有害物質に係るものに限る。)により測定される量として表示されたものとし、(3)に掲げる許容限度は同表の備考2に掲げる式により算出された量とし、(6)に掲げる許容限度は同令別表第3の2の備考に掲げる式により算出された量とする。

(1) カドミウム及びその化合物 1.0ミリグラム

(2) 塩素 30ミリグラム

(3) 塩化水素 700ミリグラム

(4) ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 10ミリグラム

(5) 鉛及びその化合物 20ミリグラム

(6) 窒素酸化物 250立方センチメートル(排出ガス量が一日当たり10万立方メートル未満の浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、350立方センチメートル)

ワ 自然由来等土壌利用施設にあつては、土質改良を行う場合に土質改良の方法が次条第9号に定める基準に適合すること。

二 申請者の能力に関する基準

イ 汚染土壌の処理に関する業務を統括管理し、当該業務について一切の責任を有する者がいること。

ロ 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として次に掲げる者を当該汚染土壌処理施設に配置していること。

- (1) 汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有する者
 - (2) 汚染土壌処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有する者として次に掲げる者
 - (イ) 大気汚染に関して必要な知識を有する者として次のいずれかに該当する者
 - (i) 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち衛生工学部門に合格した者(選択科目として建築物衛生管理(平成31年3月31日以前に合格した者にあつては大気管理)を選択した者に限る。)
 - (ii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)第7条第1項第1号に規定する公害防止管理者の資格を有する者(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和46年政令第264号)別表第2の1の項の下欄に規定する大気関係第一種有資格者又は同表の2の項の下欄に規定する大気関係第二種有資格者に限る。)
 - (iii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則(昭和46年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第3号)別表第3に規定する大気概論、ばいじん・粉じん特論及び大気有害物質特論の科目に合格した者
 - (iv) (i)から(iii)までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者
 - (ロ) 水質汚濁に関して必要な知識を有する者として次のいずれかに該当する者
 - (i) 技術士法による第2次試験のうち衛生工学部門に合格した者(選択科目として水質管理を選択した者に限る。)
 - (ii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項第1号に規定する公害防止管理者の資格を有する者(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第2の5の項の下欄に規定する水質関係第一種有資格者又は同表の6の項の下欄に規定する水質関係第二種有資格者に限る。)
 - (iii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第3に規定する水質概論及び水質有害物質特論の科目に合格した者
 - (iv) (i)から(iii)までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者
 - (ハ) 汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設にあつては、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項第1号に規定する公害防止管理者の資格を有する者(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第2の12の項の下欄に規定する者に限る。)又は特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第3に規定するダイオキシン類概論及びダイオキシン類特論の科目に合格した者
- ハ 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理の事業を的確に、かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- ニ 廃止措置を講ずるに足る経理的基礎を有すること。